

令和4年度「群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金」の対象事業 を募集します（令和4年度は補助対象を拡充します）

県では、子どもの居場所（子ども食堂や学習支援等）を提供する団体に対し、補助金による支援を行うこととし、対象事業の募集を開始します。なお、今年度は補助対象を拡充します。

1 新規事業（補助対象の拡充）

（1）コロナ禍における子どもの居場所実施環境整備

【事業概要】 コロナ禍において、子どもの居場所の提供を継続するために必要な環境整備に係る経費（パーテーション購入費等）を補助

【補助額】 上限10万円＜補助率1/2＞

（2）子どもの居場所地域ネットワーク※の新規開設及び普及啓発

【事業概要】 地域ネットワークの新規開設や地域ネットワークが行う普及啓発事業等に係る経費を補助

【補助額】 ア 新規開設に係る経費 上限10万円＜補助率10/10＞

イ 普及啓発等に係る経費 上限10万円＜補助率2/3＞

※子どもの居場所地域ネットワーク：子どもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする、子どもの居場所提供団体やフードバンク、行政等で構成された組織を指します。

2 継続事業

子どもの居場所の新規開設促進

【事業概要】 子どもの居場所の新規開設に係る経費を補助

【補助額】 上限20万円（既設置市町村への設置は上限10万円）＜補助率10/10＞

3 応募方法

所定の申請書様式に必要書類を添付の上、下記「書類提出先」に提出してください。

なお、事前に必ず下記問い合わせ先あて電話連絡の上、申請の可否を確認してください。

申請書様式は、以下の県ホームページからダウンロードできます。

【URL】 https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00009.html 【QRコード】



4 書類提出先・問い合わせ先

群馬県生活子ども部私学・子育て支援課子育て支援係

電話：027-226-2622 F A X：027-226-2100 メール：shigakoso@pref.gunma.lg.jp

5 その他

詳細は、県ホームページ及び別紙（令和4年度「群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金」募集チラシ）を御覧ください。



令和4年度「群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金」対象事業を募集します

群馬県では、子どもが地域の大人や仲間と関わり合いながら、安心して過ごせる場所を増やすため、以下の取組に対して補助金を交付し、子どもの居場所づくりを支援します。

①子どもの居場所の新規開設促進

継続事業

対象事業者 県内で子どもの居場所（子ども食堂、学習支援、遊び・体験活動等）を新たに提供する民間団体

対象経費 子どもの居場所の新規開設に必要な経費（備品・消耗品費、広報費、保険料など）



補助額 上限20万円(子どもの居場所がまだ提供されていない市町村での開設)
上限10万円(" がすでに提供されている市町村での開設)

主な補助要件

- ◆概ね月1回以上かつ1年以上継続する見込みがあること
- ◆概ね5名以上の子どもの利用が見込めること
- ◆利用料は無料又は実費相当額とすること
- ◆事故等に対応する保険に加入すること
- ◆営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと など

②コロナ禍における子どもの居場所実施環境整備

R4新規事業

対象事業者 コロナ禍において子どもの居場所の提供を継続するための環境整備を行う民間団体

対象経費 コロナ禍において子どもの居場所の提供を継続するために必要な経費（会食時のパーティション、オンライン学習を実施するためのタブレット、空気清浄機などの購入費）



補助額 上限10万円（経費の1/2は事業者負担）

主な補助要件 上記「子どもの居場所の新規開設促進」と同じ



③子どもの居場所地域ネットワークの新規開設

R4新規事業

対象事業者 子どもの居場所地域ネットワーク団体（地域ネットワークがまだ設置されていない市町村への設置に限る）



対象経費 子どもの居場所地域ネットワークを新規開設する際に必要な経費（備品・消耗品費、広報費など）

補助額 上限10万円

＜子どもの居場所地域ネットワークとは＞
子どもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする、子どもの居場所提供団体やフードバンク、行政等で構成された組織を指します。

主な補助要件

- ◆4団体以上で構成された地域ネットワークであること
- ◆概ね年4回以上、情報交換会等を開催すること
- ◆営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと など

④子どもの居場所地域ネットワークの普及啓発

R4新規事業

対象事業者 子どもの居場所地域ネットワーク団体

対象経費

- ◆構成団体が提供する子どもの居場所の利用拡大に繋がる普及啓発事業に係る経費（各種イベント開催、子どもの居場所マップの作成など）
- ◆子どもの居場所の新規開設に繋がる事業（子ども食堂体験ワークショップ開催など）

補助額 上限10万円（経費の1/3は事業者が負担）



主な補助要件

- ◆上記「子ども居場所地域ネットワークの新規開設」の補助要件を満たす地域ネットワークであること
- ◆原則として地域ネットワークを構成する全団体が事業に関与し、何らかの役割を担うこと など

■ 応募方法

募集期間

原則、提出書類の先着順とします。
 ※事前に必ず下記問い合わせ先に連絡の上、申請の可否を確認してください。

応募方法

所定の申請書様式に必要な書類を添付の上、下記書類提出先に、郵送またはメールにてご提出ください。
 申請に当たっては、必ず交付要綱をご確認ください。
 ※審査等により、交付決定しない場合や交付額が減額となる場合があります。

申請書類

県ホームページからダウンロードしてください。
 ※私学・子育て支援課でも配付しています。

http://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00009.html



■ 書類提出先・問い合わせ先

群馬県生活こども部私学・子育て支援課 子育て支援係
 (県庁12階南側フロア)
 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
 ☎ 027-226-2622 FAX 027-226-2100
 ✉ shigakoso@pref.gunma.lg.jp

(参考) 子どもの居場所づくりマッチングコーディネーターについて

群馬県では、食品などをご提供いただいた場合、コーディネーターが近隣の子ども食堂やフードバンクに情報提供し、必要に応じて当事者との面談(情報交換会)の機会を設けるなど、相互理解を深めていただきながらマッチングを進めています。

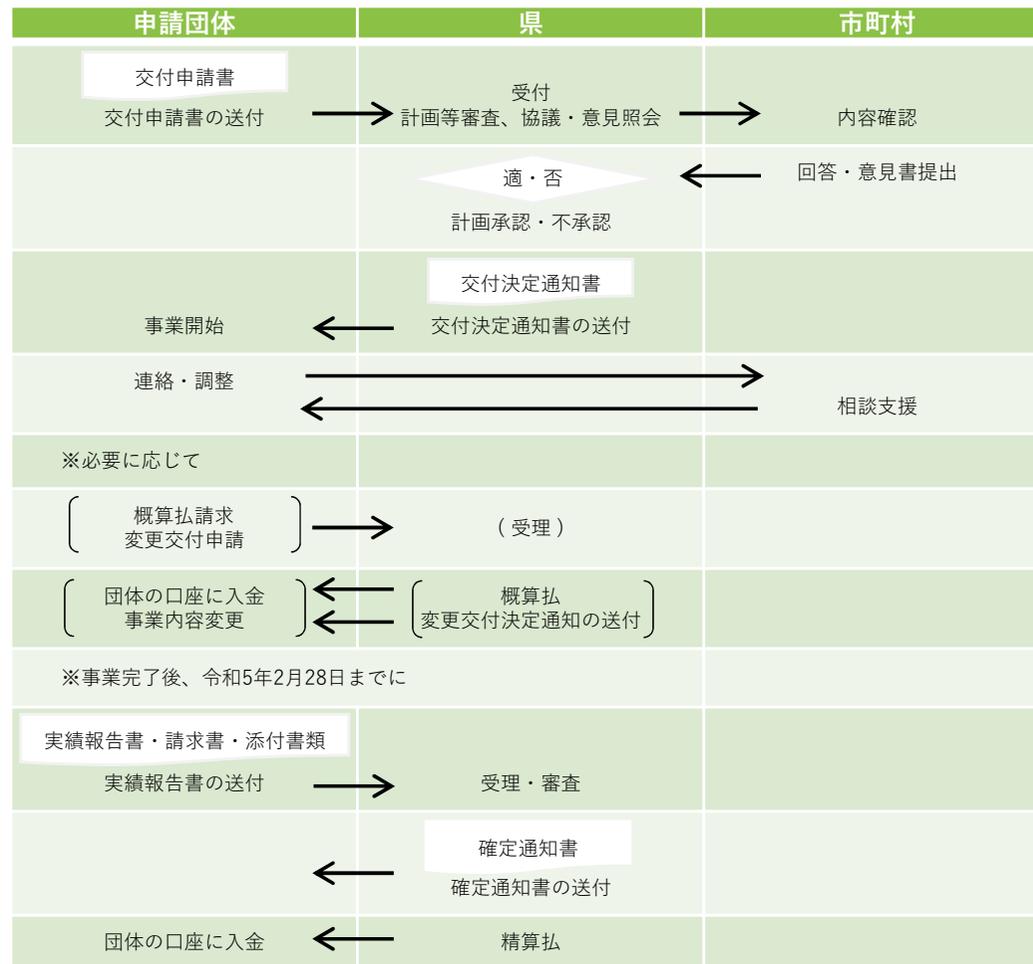
物資等をご提供いただける場合や、マッチングをご希望の場合は、コーディネーターまでご連絡ください。

☎ 027-226-2622 (私学・子育て支援課)

https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00104.html



○ 申請手続きの流れ



○ 食品衛生法関係相談先(子ども食堂を実施する場合)

相談先(管轄)	☎	相談先(管轄)	☎
前橋市保健所(前橋市)	027-220-5778	富岡保健福祉事務所(富岡市、甘楽郡)	0274-62-1541
高崎市保健所(高崎市)	027-381-6116	吾妻保健福祉事務所(吾妻郡)	0279-75-3303
渋川保健福祉事務所(渋川市、北群馬郡)	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所(沼田市、利根郡)	0278-23-2185
伊勢崎保健福祉事務所(伊勢崎市、佐波郡)	0270-25-5066	太田保健福祉事務所(太田市)	0276-31-8243
安中保健福祉事務所(安中市)	027-381-0345	桐生保健福祉事務所(桐生市、みどり市)	0277-53-4131
藤岡保健福祉事務所(藤岡市、多野郡)	0274-22-1420	館林保健福祉事務所(館林市、邑楽郡)	0276-72-3230

県が把握する子どもの居場所実施状況

(有…「○」、無…「-」) R4.3.31現在

市町村名	子ども食堂	学習支援	遊び場等	地域ネットワーク
前橋市	○	○	○	-
高崎市	○	○	○	○
桐生市	○	○	○	○
伊勢崎市	○	○	○	-
太田市	○	○	-	-
沼田市	○	-	-	-
館林市	○	○	○	○
渋川市	○	○	○	○
藤岡市	○	-	○	-
富岡市	○	○	○	-
安中市	○	○	○	○
みどり市	○	-	-	○
榛東村	○	○	-	-
吉岡町	○	-	○	-
上野村	-	-	○	-
神流町	-	-	-	-
下仁田町	○	-	-	-
南牧村	-	-	-	-
甘楽町	○	-	-	-
中之条町	-	-	-	-
長野原町	-	-	-	-
嬭恋村	○	-	-	-
草津町	-	-	-	-
高山村	-	-	-	-
東吾妻町	-	-	-	-
片品村	-	-	-	-
川場村	-	-	-	-
昭和村	-	-	-	-
みなかみ町	-	-	○	-
玉村町	○	○	○	○
板倉町	-	-	-	-
明和町	○	-	-	-
千代田町	-	-	-	-
大泉町	○	-	-	○
邑楽町	-	○	○	-

※地域ネットワーク:子どもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする、子どもの居場所提供団体やフードバンク、行政等で構成された組織を指します。